

令和8年度旧高良内埋立地モニタリング検査  
及び周辺水質検査業務委託  
仕 様 書

久留米市環境部

# 令和 8 年度旧高良内埋立地モニタリング検査及び周辺水質検査業務委託

## 1. 検査目的

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第 1 条第 3 項第 7 号に準じて、埋立終了後から廃止までの適合性を把握することを目的とし、旧高良内埋立地浸出水及び発生ガスのモニタリング検査を実施するもの。また、浸出水に関しては、公共下水道排除基準の遵守、悪臭防止法第 7 条の規定により、久留米市内の全事業所は規制基準を遵守する必要がある、旧高良内埋立地敷地境界線上の悪臭状況を把握することを目的とする。

周縁地下水については、水質検査を実施し、埋立地からの環境影響の有無を確認する。また、詳細項目は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 4 日）による。

また、汐井川の水質検査を実施し、汐井川水利組合との協定事項に基づき、旧高良内埋立地周辺の公共用水域の水質汚濁状況を把握することを目的とする。

2. 履行場所 旧高良内埋立地場内及び旧高良内埋立地周縁及び汐井川水域

3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。  
ただし、本予算議決後は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## ≪ A 旧高良内埋立地浸出水検査 ≫

### (1) 検査回数、採水場所及び採水方法

(ア) 採水場所 旧高良内埋立地 1 号ポンプ井、2 号ポンプ井

#### (イ) 検査回数

- ・月例検査 : 1 回/月の 2 箇所（詳細項目検査月を除く）
- ・詳細項目検査 : 2 回/年の 2 箇所

#### (ウ) 採水方法

1 号ポンプ井、2 号ポンプ井毎に通常自動制御されている状態での採水を基本とし、採り始めの水位を上限付近とする。また、水量に限りがあるので出来る限り速やかに行う。  
※採水の際は、透視度及び水温等を確認のうえ水の状態が通常であるかを確認し採水する。  
（通常の状態でなければ順延する。）

(2) 検査日時 市より指定する。

### (3) 分析項目及び分析方法

(ア) 月例検査

| 分 析 項 目    |                                   | 分 析 方 法               |
|------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 1 号ポンプ井    | 2 号ポンプ井                           |                       |
| 水素イオン濃度    | 水素イオン濃度                           | 環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。 |
| 生物化学的酸素要求量 | 生物化学的酸素要求量                        |                       |
| 化学的酸素要求量   | 浮遊物質                              |                       |
| 窒素含有量      | ノルマルヘキサン抽出物質<br>・ 鉱油類<br>・ 動植物油脂類 |                       |
| 浮遊物質       |                                   |                       |
| 電気伝導率      |                                   |                       |
| 塩化物イオン     |                                   |                       |

※試料採取を含む。

## (イ) 詳細項目検査1号ポンプ井

| 分 析 項 目                       | 分 析 方 法               |               |
|-------------------------------|-----------------------|---------------|
| 水素イオン濃度                       | 環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。 |               |
| 化学的酸素要求量                      |                       |               |
| 生物化学的酸素要求量                    |                       |               |
| 浮遊物質                          |                       |               |
| ノルマルヘキサン抽出物質                  |                       | 鉱油類<br>動植物油脂類 |
| フェノール類                        |                       |               |
| 銅                             |                       |               |
| 亜鉛                            |                       |               |
| 溶解性鉄                          |                       |               |
| 溶解性マンガン                       |                       |               |
| クロム                           |                       |               |
| 大腸菌数                          |                       |               |
| 総窒素                           |                       |               |
| 総リン                           |                       |               |
| カドミウム及びその化合物                  |                       |               |
| シアン化合物                        |                       |               |
| 有機リン化合物                       |                       |               |
| 鉛及びその化合物                      |                       |               |
| 六価クロム化合物                      |                       |               |
| ヒ素及びその化合物                     |                       |               |
| 総水銀                           |                       |               |
| アルキル水銀化合物                     |                       |               |
| PCB                           |                       |               |
| トリクロロエチレン                     |                       |               |
| テトラクロロエチレン                    |                       |               |
| 四塩化炭素                         |                       |               |
| ジクロロメタン                       |                       |               |
| 1, 2-ジクロロエタン                  |                       |               |
| 1, 1-ジクロロエチレン                 |                       |               |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン              |                       |               |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン              |                       |               |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン              |                       |               |
| 1, 3-ジクロロプロペン                 |                       |               |
| チウラム                          |                       |               |
| シマジン                          |                       |               |
| チオベンカルブ                       |                       |               |
| ベンゼン                          |                       |               |
| セレン及びその化合物                    |                       |               |
| ふっ素及びその化合物                    |                       |               |
| ほう素及びその化合物                    |                       |               |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |                       |               |
| 1, 4-ジオキサン                    |                       |               |
| 水温                            |                       |               |

※1号ポンプ井追加項目

- ・電気伝導率
- ・塩化物イオン

※試料採取を含む。

(ウ) 詳細項目検査 2号ポンプ井

| 分 析 項 目                       | 分 析 方 法               |               |
|-------------------------------|-----------------------|---------------|
| 水素イオン濃度                       | 環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。 |               |
| 化学的酸素要求量                      |                       |               |
| 生物化学的酸素要求量                    |                       |               |
| 浮遊物質                          |                       |               |
| ノルマルヘキサン抽出物質                  |                       | 鉱油類<br>動植物油脂類 |
| フェノール類                        |                       |               |
| 銅                             |                       |               |
| 亜鉛                            |                       |               |
| 溶解性鉄                          |                       |               |
| 溶解性マンガン                       |                       |               |
| クロム                           |                       |               |
| 大腸菌数                          |                       |               |
| 総窒素                           |                       |               |
| 総リン                           |                       |               |
| カドミウム及びその化合物                  |                       |               |
| シアン化合物                        |                       |               |
| 有機リン化合物                       |                       |               |
| 鉛及びその化合物                      |                       |               |
| 六価クロム化合物                      |                       |               |
| ヒ素及びその化合物                     |                       |               |
| 総水銀                           |                       |               |
| アルキル水銀化合物                     |                       |               |
| P C B                         |                       |               |
| トリクロロエチレン                     |                       |               |
| テトラクロロエチレン                    |                       |               |
| 四塩化炭素                         |                       |               |
| ジクロロメタン                       |                       |               |
| 1, 2-ジクロロエタン                  |                       |               |
| 1, 1-ジクロロエチレン                 |                       |               |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン              |                       |               |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン              |                       |               |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン              |                       |               |
| 1, 3-ジクロロプロペン                 |                       |               |
| チウラム                          |                       |               |
| シマジン                          |                       |               |
| チオベンカルブ                       |                       |               |
| ベンゼン                          |                       |               |
| セレン及びその化合物                    |                       |               |
| ふっ素及びその化合物                    |                       |               |
| ほう素及びその化合物                    |                       |               |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 |                       |               |
| 1, 4-ジオキサン                    |                       |               |
| よう素消費量                        |                       |               |
| 水温                            |                       |               |

※ 2号ポンプ井追加項目

- ・電気伝導率
- ・塩化物イオン

※ 試料採取を含む。

《 B 旧高良内埋立地周縁地下水検査》

(1) 検査回数、試料採取場所及び試料採取方法

(ア) 試料採取場所

No. 1 (東) ポンプ井及びNo. 2 (西) ポンプ井の2箇所 (別紙位置図参照)

(イ) 検査回数

- ・月例検査：1回/月の2箇所 (詳細項目検査月を除く)
- ・詳細検査：1回/年の2箇所

(ウ) 試料採取方法

試料採取は、市の立会いのもとその水が通常の状態と確認のうえ採取する。通常の状態であれば順延する。

(2) 検査日時

試料採取日は、毎月1回とし、市より指定する。

(3) 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気

(4) 分析項目及び分析方法

(ア) 月例検査

| 分析項目    | 分析方法                 |
|---------|----------------------|
| 水素イオン濃度 | 環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による |
| 電気伝導率   |                      |
| 塩化物イオン  |                      |

(イ) 詳細検査

| 分析項目               | 分析方法                 |
|--------------------|----------------------|
| 塩化物イオン             | 環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による |
| 電気伝導率              |                      |
| 水素イオン濃度            |                      |
| カドミウム及びその化合物       |                      |
| シアン化合物             |                      |
| 鉛及びその化合物           |                      |
| 六価クロム化合物           |                      |
| 砒素及びその化合物          |                      |
| 水銀及びその化合物          |                      |
| アルキル水銀化合物          |                      |
| PCB                | 環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による |
| クロロエチレン(塩化ビニルモノマー) |                      |
| 1, 4-ジオキサン         |                      |
| トリクロロエチレン          |                      |
| テトラクロロエチレン         |                      |
| ジクロロメタン            |                      |
| 四塩化炭素              |                      |
| 1, 2-ジクロロエタン       |                      |
| 1, 1-ジクロロエチレン      |                      |
| 1, 2-ジクロロエチレン      |                      |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン   |                      |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン   |                      |
| 1, 3-ジクロロプロペン      |                      |
| チウラム               |                      |
| シマジン               |                      |

|            |  |
|------------|--|
| チオベンカルブ    |  |
| ベンゼン       |  |
| セレン及びその化合物 |  |

《 C 汐井川水質検査 》

(1) 検査回数、試料採取場所及び試料採取方法

(ア) 試料採取場所

No. 1, 2, 3, 4, 5 の 5 箇所 (別紙位置図参照)

(イ) 試料採取月・検査回数

- ・ 5 月、7 月、9 月、1 月の計 4 回
- ・ No. 1, 2, 4 地点については、年 4 回、No. 3 の地点については年 1 回、No. 5 の地点については、年 3 回の採取とする。
- ・ No. 3 地点の採水不可時(非灌漑期)は No. 5 地点を採取すること。

(ウ) 試料採取方法

- ・ 季節により水量が変化するため、川の中心部付近で水量が多くその川を代表する地点で採取すること。
- ・ 雨天時は順延する。(通常の状態であれば順延する。)

(2) 検査日時

市より指定する。

(3) 採水時測定項目

採水時刻、天候、気温、水温、透視度、色相、臭気

(4) 分析項目及び分析方法

|    | 分 析 項 目             | 分 析 方 法               |
|----|---------------------|-----------------------|
| 1  | 水素イオン濃度             | 環境庁長官及び厚生大臣が定める方法による。 |
| 2  | 銅及びその化合物            |                       |
| 3  | 亜鉛及びその化合物           |                       |
| 4  | 鉄及びその化合物            |                       |
| 5  | 窒素含有量               |                       |
| 6  | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 |                       |
| 7  | カドミウム及びその化合物        |                       |
| 8  | シアン化合物              |                       |
| 9  | 有機リン化合物             |                       |
| 10 | 鉛及びその化合物            |                       |
| 11 | 六価クロム化合物            |                       |
| 12 | ヒ素及びその化合物           |                       |

《D 発生ガス検査》

試料採取月、検査日時、検査回数、試料採取場所

- (1) 試料採取月・検査回数  
6月、9月、12月、3月（上旬）の計4回
- (2) 検査日時：市より指定する。
- (3) 試料採取場所：別紙旧高良内埋立地測定地点図参照

・分析項目・分析方法（7地点）

| 検査地点                                  | 分析項目                  | 分析方法  |
|---------------------------------------|-----------------------|---|
| NO. 1                                 | ガス・発生量                | ・一酸化炭素、二酸化炭素、アンモニア、硫化水素（検知管法）<br>・メタン（ガスクロマトグラフ法）<br>・酸素（オルザット法）<br>・地中温度（熱電対式及び地盤調査用测温プローブ等） |
| NO. 2                                 | ガス・発生量                |   |
| NO. 3                                 | ガス・発生量                |   |
| NO. 4                                 | ガス・発生量・地中温度（3m地点、井戸底） |   |
| NO. 5                                 | ガス・発生量・地中温度（3m地点、井戸底） |   |
| NO. 6                                 | 地中温度（3m地点、井戸底）        |   |
| NO. 7                                 | 地中温度（3m地点、井戸底）        |   |
| ※発生ガス項目：一酸化炭素、二酸化炭素、アンモニア、硫化水素、メタン、酸素 |                       |   |

《E 悪臭等検査》

試料採取月、検査日時、検査回数、試料採取場所

- (1) 試料採取月・検査回数  
9月の計1回
- (2) 検査日時：市より指定する。
- (3) 試料採取場所：敷地境界線上で風下になる所。

・分析項目・分析方法

| 検査項目      | 検査箇所        | 検体数 | 検査方法          |
|-----------|-------------|-----|---------------|
| 硫化水素      | 敷地境界<br>1箇所 | 1   | 昭和47年環境庁告示第9号 |
| メチルメルカプタン |             | 1   |               |
| アンモニア     |             | 1   |               |
| トリメチルアミン  |             | 1   |               |

4. 報告書及び計量証明書の提出

- (1) 検査終了後、その都度速やかに計量証明書等を作成し、提出すること。
- (2) 項目毎に分析方法を明記すること。
- (3) 詳細項目検査、発生ガス検査、悪臭等検査については、試料採取状況の写真を提出すること。
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質については、鉱油類、動植物油脂類に分けて報告すること。
- (5) A. 旧高良内埋立地浸出水検査の電気伝導率、塩化物イオンについては、別途計量証明書等を作成し、提出すること。

## 5. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

## 6. 業務遂行上の遵守事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。
- (2) 業務遂行上において、安全確保のために考えられる保護具等を装備、着用すること。
- (3) 本仕様書に明示されない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

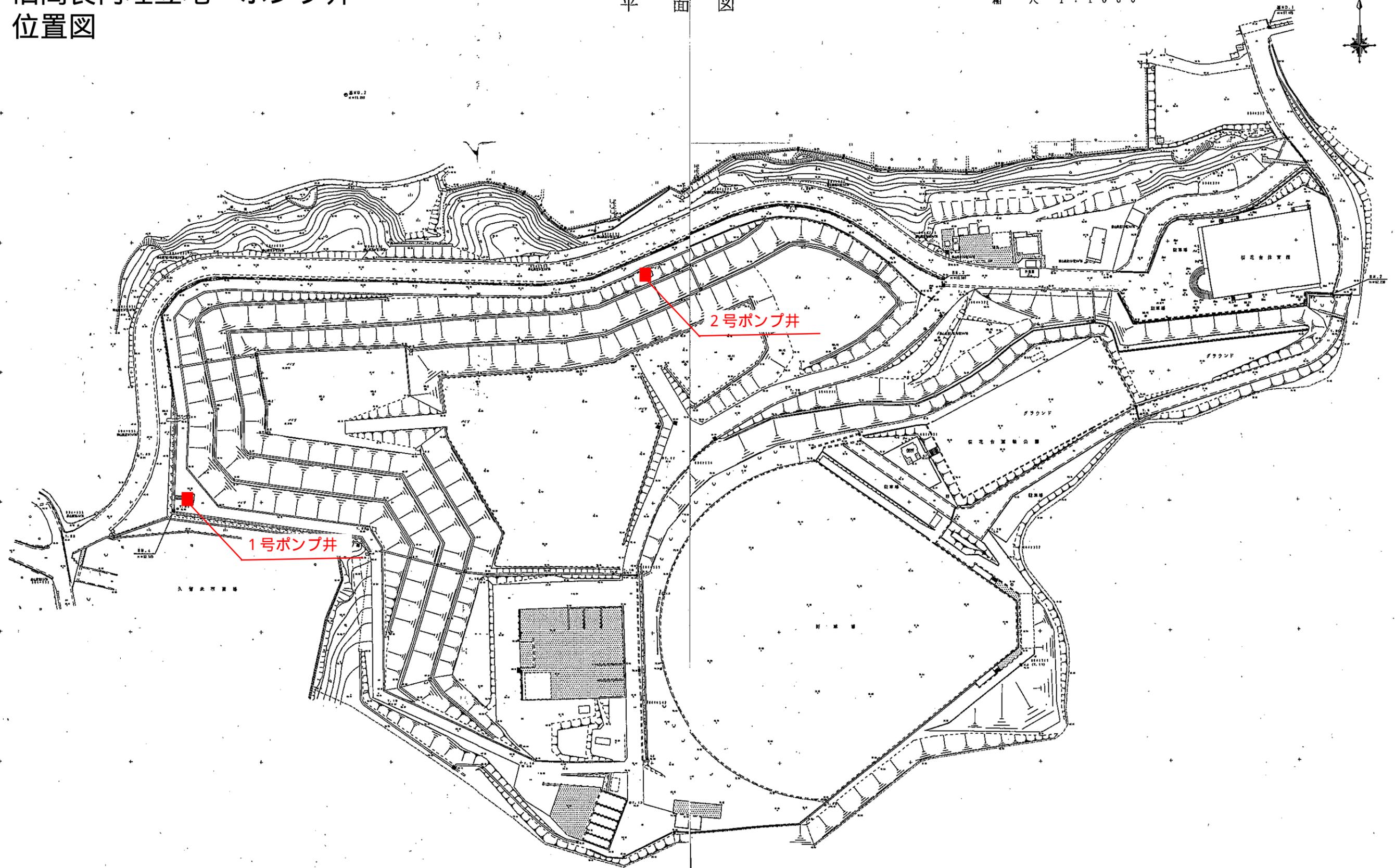
## 7. その他

受注者は、本業務の履行にあたり、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

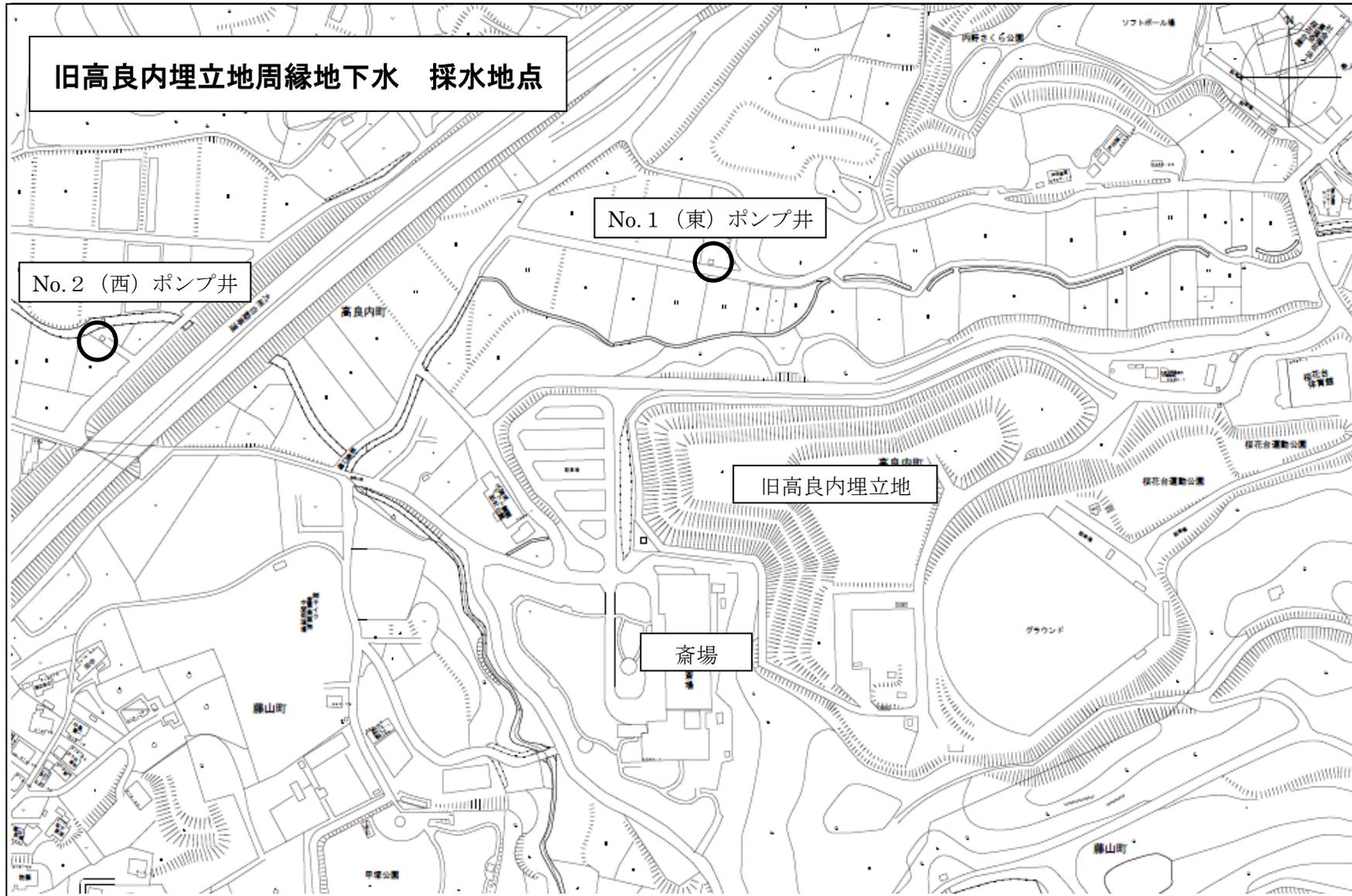
# 旧高良内埋立地 ポンプ井 位置図

平面図

縮尺 1:1000



|         |              |
|---------|--------------|
| 事業名     |              |
| 工事名     |              |
| 工事箇所    | 久留米市高良内町     |
| 図面名     | 平面図          |
| 縮尺      | 図面番号 全 葉之内 号 |
| 久留米市環境部 |              |







発生ガス測定地点図